

流山市景観条例

平成19年12月21日

条例第48号

(目的)

第1条 この条例は、本市における良好な景観の形成を推進するために必要な事項及び景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることにより、流山固有の自然、歴史、文化、生活空間等を活かした潤いのある豊かな生活環境の創造を図り、もって地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 流山の良好な景観は、江戸川、利根運河の自然、新川耕地、市野谷の森等の豊かな緑、社寺等の歴史的文化的遺産、落ち着いたある住宅地と活力のある市街地など、市民にとってかけがえのない共有の財産であることにかんがみ、市民が誇りと愛着を感じる魅力あるまちの恩恵を享受できるよう、保全、活用、創出、改善及び育成を図られなければならない。

2 良好な景観の形成は、市民、事業者及び市が、それぞれの担う役割を認識し、互いに連携し、かつ、協働して推進されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、良好な景観の形成に関する総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見が十分に反映されるよう努めなければならない。

3 市は、市民及び事業者の景観に関する意識を高めるとともに、良好な景観の形成に関する情報の提供その他の支援に努めなければならない。

4 市は、公共事業を行う場合は、基本理念及び景観計画にのっとり、良好な景観の形成について、先導的役割を果たさなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動及び自らの施設が、

景観の重要な構成要素であることを認識するとともに、地域の景観に配慮した施設の整備、緑化等積極的に良好な景観の形成に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、自らが良好な景観の形成の主体であることを認識し、身の回りの景観に配慮するとともに、地域の良好な景観の形成に積極的に参加するよう努めなければならない。

(用語の意義)

第6条 この条例において使用する用語の意義は、法及びこれに基づく命令において使用する用語の例による。

(重点区域の指定)

第7条 景観計画区域のうち、重点的に良好な景観の形成を図る必要がある区域を景観計画重点区域(以下「重点区域」という。)として指定する。

2 重点区域は、別表第1のとおりとし、その範囲は景観計画で定めるところによる。

(景観計画区域内における行為で届出の対象となるもの)

第8条 法第16条第1項第4号に規定する景観行政団体の条例で定める行為は、次の各号に掲げる景観計画区域の区分に応じ、当該各号に定める行為とする。

(1) 景観計画区域(新川耕地区域を除く。) 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。)その他の物件の堆積

(2) 新川耕地区域 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積及び木竹の伐採

2 前項の行為をしようとする者は、法第16条第1項に定める届出の例により、市長に届け出なければならない。

(景観計画区域内における行為で届出の対象とならないもの)

第9条 法第16条第7項第11号に規定する景観行政団体の条例で定める行為は、別表第2に定めるところとする。

(特定届出対象行為)

第 1 0 条 法第 1 7 条第 1 項に規定する特定届出対象行為は、法第 1 6 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の届出を要する行為とする。

(事前協議書の提出)

第 1 1 条 法第 1 6 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出をしようとする者は、届出をしようとする日の 3 0 日前までに、その内容について、市長に事前協議書を提出しなければならない。

(協議)

第 1 2 条 市長は、前条の規定による事前協議書の提出があったときは、その内容について法第 8 条第 2 項第 2 号に規定する景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針に基づき協議を行わなければならない。

(助言、指導及び勧告)

第 1 3 条 市長は、第 1 1 条の規定による事前協議書の提出がないとき、又は同条の規定による事前協議書の提出があった場合において、その内容が景観計画で定める良好な景観の形成のための行為の制限に適合しないと認めるときは、その事前協議書の提出をしなかった者、又は事前協議書の提出をした者に対して、必要な措置を講ずるよう助言又は指導をすることができる。

2 市長は、前項の規定による助言又は指導に従わない者に対し、その助言又は指導に従うよう勧告することができる。

(景観まちづくり活動団体の登録)

第 1 4 条 良好な景観の形成を目的に自主的な活動を行う団体は、市長に景観まちづくり活動団体としての登録を申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があった場合において、次の各号に掲げる要件を備えていると認めるときは、当該団体を景観まちづくり活動団体として、登録するものとする。

(1) 主な活動拠点が市内であること。

(2) 市内の良好な景観の形成に寄与する活動を行っていること。

(3) 法令及び条例に違反する活動をしていないこと。

(4) 宗教的活動又は政治的活動をしていないこと。

(5) 専ら営利を目的とした活動をしていないこと。

3 市長は、景観まちづくり活動団体が解散したとき、又は景観まちづ

くり活動団体が前項に規定する要件に該当しなくなつたと認めるときは、当該登録を抹消するものとする。

4 市長は、第2項の規定により登録したとき、又は前項の規定により登録を抹消したときは、これを公表しなければならない。

(景観まちづくり活動団体への支援)

第15条 市長は、前条第2項の規定により登録した景観まちづくり活動団体に対して、必要な支援を行うことができる。

(表彰)

第16条 市長は、本市における良好な景観の形成の推進に寄与していると認められる建築物及び工作物の所有者、設計者等並びに良好な街並みの形成に貢献したと認められる事業者等を表彰することができる。

2 前項に規定するもののほか、市長は、本市における良好な景観の形成に貢献した個人又は団体を表彰することができる。

(景観まちづくりアドバイザーの設置)

第17条 本市における良好な景観の形成を推進するため、技術的及び専門的な助言を行う景観まちづくりアドバイザー(以下「アドバイザー」という。)を設置する。

2 アドバイザーの人数は、5人以内とし、市長が委嘱する。

3 アドバイザーの任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、アドバイザーに欠員が生じた場合における後任のアドバイザーの任期は、前任者の残任期間とする。

4 アドバイザーは、次に掲げる事項について、技術的及び専門的な助言を行う。

(1) 法第16条第3項の規定による勧告並びに法第17条第1項及び第5項の規定による命令に関すること。

(2) 法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定又は法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定に関すること。

(3) 第13条第2項の規定による勧告に関すること。

(4) 第14条第2項に規定する景観まちづくり活動団体の登録に関すること。

5 市長は、次に掲げる場合において必要と認めるときは、アドバイザーに意見を聴くことができる。

(1) 景観計画を定めようとするとき、又は景観計画を変更しようとする

るとき。

(2) 第 1 2 条の規定による協議をするとき。

(3) その他良好な景観の形成のため特に必要と認めるとき。

(公表)

第 1 8 条 市長は、次に掲げる勧告又は命令を受けた者が、その勧告又は命令に従わないときは、公表することができる。

(1) 法第 1 6 条第 3 項の規定による勧告

(2) 法第 1 7 条第 1 項又は第 5 項の規定による命令

(3) 第 1 3 条第 2 項の規定による勧告

2 前項の規定により公表する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び所在地）

(2) 勧告又は命令を受けた対象行為の位置及び内容

(3) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、第 1 項の規定により公表しようとするときは、流山市行政手続条例（平成 9 年流山市条例第 2 3 号）の規定に基づく弁明の機会の付与の例により、弁明の機会を付与しなければならない。

(委任)

第 1 9 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 7 条関係)

重点区域

- 1 つくばエクスプレス沿線整備区域
- 2 新川耕地区域

別表第2（第9条関係）

景観計画区域内における行為で届出の対象とならないもの

1 景観計画区域（景観計画重点区域を除く。）

行 為	規 模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<p>次の各号のいずれにも該当しない建築物</p> <p>(1) 次に掲げる用途地域の区分に応じて定める高さを超えるもの</p> <p>ア 商業地域、近隣商業地域、工業地域及び準工業地域 15メートル</p> <p>イ ア以外の地域（市街化調整区域を含む。） 10メートル</p> <p>(2) 延べ面積が1,500平方メートルを超えるもの</p>
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<p>次の各号のいずれにも該当しない工作物</p> <p>(1) 高さが6メートルを超える煙突</p> <p>(2) 高さが15メートルを超える鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの</p> <p>(3) ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設</p> <p>(4) メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設</p> <p>(5) 高さが5メートルを超える高架道路</p> <p>(6) 幅が10メートルを超え又は延長が20メートルを超える橋梁</p> <p>(7) 築造面積が300平方メートルを超え又は高さが15メートルを超えるもの</p>
開発行為	<p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為で、500平方メートル未満のもの</p>
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<p>堆積に係る面積が500平方メートル未満で、かつ、道路その他の公共の場所から容易に望見できないもの</p>

2 景観計画重点区域

(1) つくばエクスプレス沿線整備区域

行 為	規 模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	次の各号のいずれにも該当しない建築物 (1) 高さが10メートルを超え又は階数が3を超えるもの (2) 延べ面積が500平方メートルを超えるもの
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	次の各号のいずれにも該当しない工作物 (1) 高さが6メートルを超える煙突 (2) 高さが15メートルを超える鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの (3) 高さが4メートルを超える広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの (4) 高さが8メートルを超える高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの (5) 高さが2メートルを超える擁壁 (6) 道路に沿って設けられる高さが2メートルを超える門又は塀 (7) ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設 (8) メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設 (9) 高さが5メートルを超える高架道路 (10) 幅が10メートルを超え又は延長が20メートルを超える橋梁 (11) 築造面積が300平方メートルを超え又は高さが10メートルを超えるもの
開発行為	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為で、500平方メートル未満のもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	堆積に係る面積が500平方メートル未満で、かつ、道路その他の公共の場所から容易に望見できないもの

(2) 新川耕地区域

行 為	規 模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	延べ面積が、10平方メートル以下のもの
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<p>次の各号のいずれにも該当しない工作物</p> <p>(1) 高さが6メートルを超える煙突</p> <p>(2) 高さが15メートルを超える鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの</p> <p>(3) 高さが4メートルを超える広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの</p> <p>(4) 高さが8メートルを超える高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの</p> <p>(5) 高さが2メートルを超える擁壁</p> <p>(6) 道路に沿って設けられる高さが2メートルを超える門又は塀</p> <p>(7) ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設</p> <p>(8) メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設</p> <p>(9) 高さが5メートルを超える高架道路</p> <p>(10) 幅が10メートルを超え又は延長が20メートルを超える橋梁</p> <p>(11) 築造面積が10平方メートルを超えるもの</p>
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	堆積に係る面積が500平方メートル未満で、かつ、道路その他の公共の場所から容易に望見できないもの